

富田林市こどもの権利条例制定に向けた取組における「こども」表記について

1. 現状

①子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）

第1条：この条約の適用上、児童とは、18歳未満のすべての者をいう。

「子ども」表記を使用

②こども基本法

第2条：この法律において「こども」とは、心身の発達の過程にある者をいう。

「こども」表記を使用

③国の動き（令和4年9月15日付事務連絡 内閣官房副長官補付こども家庭庁設立準備室）

⇒「こども」表記の推奨について（依頼）において、こども表記の判断基準が示されている。

抜粋

こども基本法（令和4年法律第77号）において、「こども」とは、「心身の発達の過程にある者」と定義している。同法の基本理念として、全てのこどもについて、その健やかな成長が図られる権利が等しく保障されること等が定められており、その期間を一定の年齢で画することのないよう、「こども」表記をしている。

これを踏まえ、下記の判断基準により、行政文書においても「こども」表記を活用していく。

（1）特別な場合を除き、平仮名表記の「こども」を用いる。

（2）特別な場合とは例えば以下の場合をいう。

・法令に根拠がある語を用いる場合

例：公職選挙法における「子供」

子ども・子育て支援法における「子ども」

・固有名詞を用いる場合

例：既存の予算事業名や組織名

・他の語との関係で「こども」表記以外の語を用いる必要がある場合

例：子供期・現役期・高齢期のライフサイクル

2. 課題

本市のこどもの権利条例制定に向けた取組の中での表記⇒こども or 子ども（統一できていない）

3. 方向性

「こども」「子ども」の定義づけは条例検討委員会において行う。定義づけが決まるまでは、国の令和4年9月15日付事務連絡に順守し、法令等に根拠がある語を用いる場合を除き、「こども」表記で統一する。